

精神障害者保健福祉手帳によるサービス

宮 代 町

R8.8.20 現在

福祉サービス	障害の等級等				内 容	備 考	窓 口	
	1	2	3	その他の 該当				
特別障害者手当	△	△		△	在宅の重度障害者で、常に特別の介護を要する状態にある方（病院等に3ヶ月以上入院している方・施設入所者除く）。	月額 30,450円 （所得制限有り）	福祉支援担当	
心身障害者扶養共済制度	○	○	○		加入者（保護者）が死亡・重度障害状態になったときに障がい者に年金を支給します（年金 1口 20,000円／月 年金 2口 40,000円／月）。	掛金1口9,300円～23,300円（1人 2口加入可）※加入者（保護者）の年齢が65歳未満であること	福祉支援担当	
自立支援医療制度	○	○	○	○	通院医療で精神障害の治療を受ける場合、その医療の9割を各医療保険と公費で負担します。	自己負担額は医療費の1割負担（ただし、所得に応じて月額自己負担上限額あり）	福祉支援担当	
ショートステイ	○	○	○		福祉サービスの利用を希望する方は、介護給付・訓練等給付の支給申請が必要です。	自己負担額はサービス費用の1割負担（ただし、所得に応じて月額自己負担上限額あり）	福祉支援担当	
ホームヘルプサービス	○	○	○					
グループホーム	○	○	○					
福祉タクシー利用料金・自動車燃料費補助	○	○			※どちらかを選択、または併用（規定の組合せから選択）	●タクシーを利用した場合の利用料金の補助（年間1人 36枚利用券の交付 1枚で初乗り運賃相当額のみ補助）	埼玉県内のタクシー会社で全て利用可能	福祉支援担当
						●ガソリンを給油した場合の燃料費の補助（年間1人 12枚利用券の交付 1枚で600円分の補助）	町指定の給油所で利用可能	
あんしんサポートネット	該当する方				障害をお持ちの方に生活支援相談員が訪問し、福祉サービスの利用手続きの代行を行います。	自己負担有り	社会福祉協議会	
携帯電話の割引 （基本料金・付加機能使用料）	○	○	○		各携帯電話事業者によって、それぞれ割引制度があります。		各取扱店	
税の軽減（障害者控除）	○	○	○		所得税 特別障害者控除 1級 40万円 、 一般障害者控除 2・3級 27万円		春日部税務署	
					住民税 特別障害者控除 1級 30万円 、 一般障害者控除 2・3級 26万円		町民税担当	
障害基礎年金	○	○	△		年金加入後に病気や事故で障害者となった場合（20歳前に初診のある方は無年金でも支給します（所得制限有り）。	1級 年額 1,059,125円 2級 年額 847,300円	年金担当	
重度心身障害者医療費	○	○			65歳未満の方が1級を取得された場合、保険診療分の医療費を助成します（精神病床への入院分、保険外診療、食事療養費は支給対象外）。	※償還払い（県外医療機関）	福祉支援担当	
					65歳前から1、2級の手帳をお持ちの方が、65歳～74歳時に後期高齢者医療保険に加入した場合、保険診療分の医療費を引き続き助成します（保険外診療、食事療養費は対象外）。	※現物給付（県内医療機関） 21,000円/月額を超える場合は償還払い		
					65歳未満の方が2級を取得された場合、自立支援医療（精神通院）の自己負担分を助成します。	※所得制限あり		
在宅重度心身障害者手当	○				町内居住の精神障害者1級の方へ支給されます（特別障害者手当等の受給者・施設入所者を除く）。 ※所得制限あり	1級（月額5,000円） 9月・3月支給	福祉支援担当	

△は、一部該当

裏面に続く

福祉サービス	障害の等級等				内 容	備 考	窓 口
	1	2	3	その他の該当			
NHK放送受信料の免除	△	△	△		世帯全員が非課税である場合は、手続きをすることにより全額免除されます。	世帯全員が非課税	NHK各営業所
					手帳1級の交付を受けた方が世帯主(受信契約者)である場合は、手続きすることにより、半額免除されます。	1級(ただし、世帯主(受信契約者)であること)	
バス運賃の割引	△	△	△		写真つきの手帳の提示により割引を受けられるバス会社があります。	写真つきの手帳が必要	各バス会社
電車の運賃割引	○	○	○		手帳所持者への運賃割引があります。 第一種:精神障害者保健福祉手帳1級:5割(本人及びその介護者、但し本人単独で乗車の場合は片道100kmを超える時のみ) 第二種:精神保健福祉手帳2級又は3級:5割(本人 片道100kmを超える時のみ) ※12歳未満の障がい児の割引及び障がい者の割引の内容は会社により異なりますので、詳しくは各鉄道会社にお問合せください。	写真つきの手帳が必要	JR・各鉄道会社窓口
避難行動要支援者の名簿登録制度	○				地震や風水害の災害時、自力で避難できない方の名簿を登録しています。		福祉支援担当
自動車税等の減免	○			○	手帳の1級を交付されて自立支援医療制度を利用されている方で、同居の家族、常時介護する方が所有する自動車(手帳所持者の通院のために使用するもの)については、手続きをすることにより、自動車税又は軽自動車税が減免になります。	1級(ただし、自立支援医療制度利用者)	普通自動車 →県税事務所・自動車税事務所 軽自動車 →町民税担当
公共施設の減免	○	○	○		身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は使用料が免除となります。 対象施設:町内循環バス、コミュニティセンター進修館、新しい村、はらっパーク宮代、公民館、宮代町総合運動公園、宮代町立図書館、和戸駅・姫宮西口駐輪場	・障害者手帳の提示(障害者手帳に代えてミライロIDの提示でも免除となります。) 【詳しくはホームページで】 https://www.town.miyashiro.lg.jp/0000016943.html	 各施設窓口
埼玉県思いやり駐車場制度	○				手帳1級の交付を受けた歩行が困難な方や配慮が必要な方の駐車区画について、利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、駐車区画の適正利用を推進するものです。 ※運転免許証を有していることは、要件ではありません。	※代理人が申請する場合 運転免許証、マイナンバーカードなど(代理人の本人確認書類)	福祉支援担当
成年後見者制度				該当する方	判断能力が十分でない方を保護するための制度です。 (例)家を売りたい時、福祉サービスを受けたい時 など 一人で行うには不安がある時や一人ではできない時に利用する制度です。 なお、4親等以内の親族がいない場合は、町が審判の請求を行います。	(必要書類) 申立書、申立手数料、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書	福祉支援担当

△は、一部該当

【関係機関連絡先】

- * 宮代町役場 0480-34-1111 (内線: 福祉支援担当 326・327・328 年金担当 318 町民税担当 232・233)
- * 宮代町社会福祉協議会 0480-32-8199
- * 埼玉県自動車税事務所 春日部支所 048-763-4111
- * 春日部税務署 048-733-2111
- * NHKふれあいセンター 0570-077-077(9:00~18:00)